

京都市人権文化推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第66号

京都市人権文化推進会議規則の一部を改正する規則

京都市人権文化推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 区長及び区役所支所長

第2条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 収入役

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)